

3 引取者のない死亡人の発生状況等

(1) 引取者のない死亡人の発生状況

ア 基礎調査結果

基礎調査の対象とした 1,741 市区町村のうち、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月末日まで（以下「基礎調査対象期間」という。）における引取者のない死亡人の発生状況に関する回答を得られたのは、行旅法 1,078 市区町村、墓埋法 1,068 市区町村、生活保護法 691 市区町村であり、引取者のない死亡人の発生件数は、3 法合計で 10 万 5,773 件となっている。

(7) 行旅法

回答を得られた 1,078 市区町村のうち、424 市区町村が行旅死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における行旅死亡人の発生件数の合計は 2,852 件となっている。

(4) 墓埋法

回答を得られた 1,068 市区町村のうち、497 市区町村が墓埋法適用死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における墓埋法適用死亡人の発生件数の合計は 1 万 154 件となっている。

(ウ) 生活保護法

回答を得られた 691 市区町村のうち、439 市区町村が生活保護法適用死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における生活保護法適用死亡人の発生件数の合計は 9 万 2,767 件となっている。

ただし、市区町村によっては、根拠条文ごとの区別をせずに葬祭扶助実施件数を計上している場合があったため、生活保護法第 18 条第 1 項が適用される死亡人の数も含んでいる。

表 3-(1)-① 引取者のない死亡人の発生状況

法律	あり (市区町村数)	総件数	発生状況			なし・不明 (市区町村数)	回答計 (市区町村数)
			遺留金 あり (件数)	遺留金 なし (件数)	有無 不明 (件数)		
行旅法	424	2,852	1,286	1,548	18	654	1,078
墓埋法	497	10,154	6,710	3,421	23	571	1,068
生活保護法	439	92,767	40,483	50,455	1,829	252	691
合計		105,773	48,479	55,424	1,870		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 生活保護法適用死亡人については 1 市区町村のみ、基礎調査対象期間の死亡人の発生状況を「不明・未把握」と回答した。

イ 実地調査結果

(ア) 行旅法

行旅死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 49 市区町村のうち、横ばい傾向としたものが最も多い 23 市区町村であった。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、発生件数が少なく経年変化が現れにくいこと等を挙げている。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、親族等との関係の希薄化や高齢者人口の増加等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、警察の死亡人鑑定技術の向上等を挙げている。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 57 市区町村のうち、増加傾向としたものが最も多い 31 市区町村であった。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、親族等との関係の希薄化や単身高齢者の増加等を挙げている。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、身寄りのない高齢者の親族関係や生活状況等が、例年同じような傾向であることや、相続人が不存在の案件は一定数あるものの、増減している状況ではないこと等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、親族の引取りがあったことを挙げている。

(ウ) 生活保護法

生活保護法適用死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 50 市区町村のうち、横ばい傾向としたものが最も多い 24 市区町村であった。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、保護世帯数が減少している中で高齢者世帯数が増加していることや、被保護者世帯の類型等に大きな変動がないこと等を挙げている。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、生活保護を受給する高齢者世帯の増加や引取りを拒否する親族の増加等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、扶養義務者に少しでも葬祭に関わりたいとの意思があれば、原則葬祭扶助を行わないことや、親族へ交渉し、親族が葬祭を執行する事例が増加したことを挙げている。

表 3-(1)-② 引取者のない死亡人の発生件数の経年傾向

	増加傾向	横ばい傾向	減少傾向	不明・事例なし	合計
行旅法	7	23	3	16	49
墓埋法	31	15	1	10	57
生活保護法	18	24	3	5	50

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は市区町村数である。

(2) 引取者のない死亡人に係る市区町村の業務実施体制

(実地調査結果)

ア 行旅法

行旅死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 56 市区町村において、行旅死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置している市区町村はみられなかった。

行旅死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人である市区町村が最も多くなっている。

業務の負担について、同時期に複数の事例が発生した場合は、火葬等の手続に時間がかかるため、他の担当業務が停滞することが多い等の意見がみられた。

イ 墓埋法

墓埋法適用死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 61 市区町村において、墓埋法適用死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置している市区町村はみられなかった。

墓埋法適用死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人である市区町村が最も多くなっている。

業務の負担について、死亡人発生後 1 週間程度は、戸籍の公用請求や親族関係図作成に 1 日 2 時間程度要するため、負担となっている等の意見がみられた。

ウ 生活保護法

生活保護法適用死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 59 市区町村において、生活保護法適用死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置しているものが 1 市区町村みられた。当該市区町村においては、1 人の再雇用職員が、葬祭扶助に係る業務にのみ対応している。

生活保護法適用死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人であるところから 100 人を超えるところまであり、市区町村によって区々である。

また、ケースワーカーが案件を担当するとしている市区町村が多いため、行旅死亡人や墓埋法適用死亡人の案件を担当する職員数よりも大幅に人数が多くなっている。

業務の負担について、複雑な相続関係を調査することや相続人とのやり取りに負担を感じる等の意見がみられた。

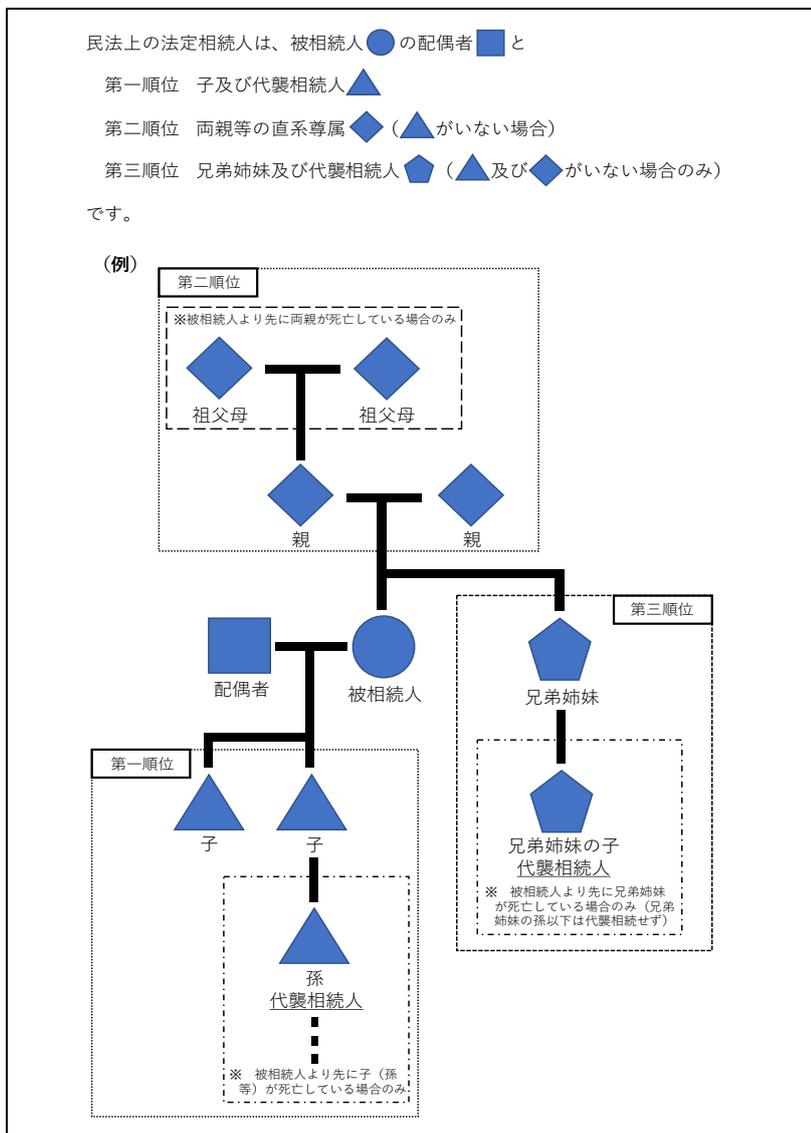
(3) 相続人等調査の実施状況

ア 制度の概要

市区町村等が実施する相続人や扶養義務者といった遺族に関する調査（以下「相続人等調査」という。）について、必要な調査範囲や調査方法を定めた法令はない。手引においては、「亡くなった方の遺留金及び相続人等に係る必要な調査範囲については、戸籍調査によって全ての相続人等を把握するまでに相当の期間を要する可能性があること、仮に相続人等が判明しても、連絡が取れない場合や受取を拒否される場合もあることなどに留意して、各自治体において判断いただくこととなります。」とされている。

なお、相続人の範囲は、図 3-(3)-①のとおり、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 887 条、第 889 条及び第 890 条において、配偶者、第一順位の死亡人の子（直系卑属の代襲あり）、第二順位の直系尊属及び第三順位の兄弟姉妹（おい・めいの代襲あり）（以下「法定相続人」という。）とされている。

図 3-(3)-① 法定相続人の範囲



(注) 手引に基づき、当省が作成した。

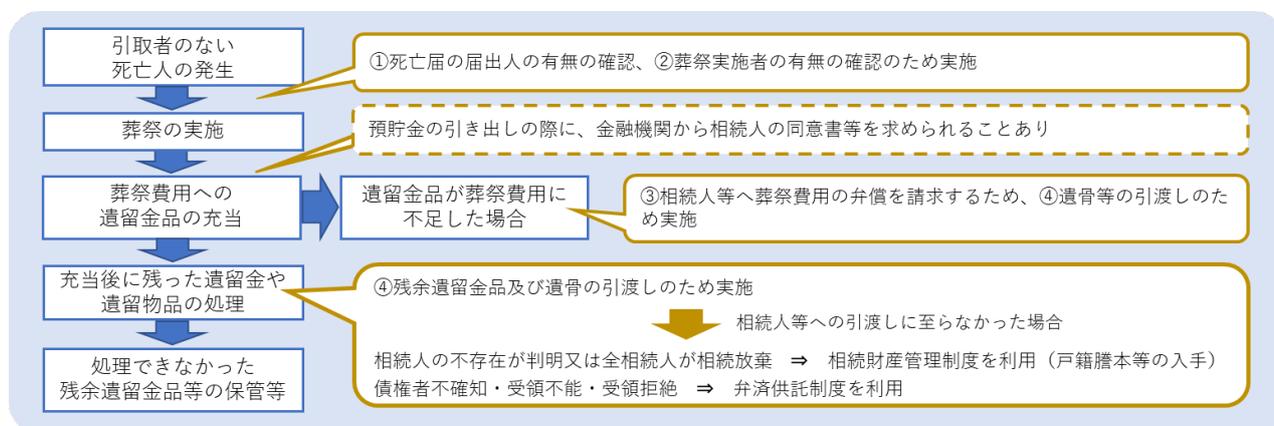
また、扶養義務者の範囲について、直系血族及び兄弟姉妹は、民法第 877 条第 1 項に基づき、互いに扶養義務を負っているほか、家庭裁判所は、同条第 2 項に基づき、特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができるとされている。

イ 実地調査結果

市区町村等は、戸籍の確認、関係者からの聴取、遺留物品の確認等によって相続人等調査を実施している。図 3-(3)-②のとおり、その目的及び調査の範囲は様々だが、例えば、①引取者のない死亡人が発生した際に、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条に規定される死亡届の届出人の有無を確認するために、同届の届出人となり得る者^(注)を対象範囲として行うもの、②引取者のない死亡人が発生した際に、葬祭実施者の有無を確認するために、法定相続人を対象範囲として行うもの、③葬祭費用への遺留金品充当後、遺留金品が葬祭費用に不足した場合、葬祭費用の弁償を請求するために、相続人及び扶養義務者を対象範囲として行うもの、④葬祭費用への遺留金品の充当後、残った遺留金品及び遺骨の引渡しのために、相続人及び扶養義務者を対象範囲として行うものなどがみられた。

(注) 戸籍法第 87 条第 1 項において、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人は、死亡の届出をしなければならないこととされているほか、同条第 2 項において、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができるとされている。

図 3-(3)-② 相続人等調査の例



(注) 当省の調査結果による。

調査対象市区町村に対し、相続人等調査の実施状況について調査した結果、以下のとおり、適用される法律によって、調査の範囲、実施時期又は方法が異なっている状況がみられた。

(7) 行旅法

行旅死亡人については、市区町村が警察又は病院から遺体を引き取ることが多く、警察等の調査において身元不明とされた場合に、市区町村が独自に身元調査を行うことはほとんどない。身元不明であることから、市区町村において相続人等調査を行っている事例はみられなかった。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の相続人等調査の範囲について調査した 39 市区町村のうち、法定相続人を範囲として実施しているものが 31 市区町村みられた。一方、法定相続人以外の親族を調査しているものとして、①扶養義務者に当たる三親等内の親族を調査している、②都道府県に対し、葬祭費用の弁償請求に関する事前相談を行った際に、都道府県から助言を受けたため、死亡人の配偶者の兄弟や死亡人の兄弟の配偶者を含む二親等内の親族を調査している、③市区町村の方針により、遺留金品が葬祭費用に不足した場合は、弁償されるまで、全ての相続人を調査することとしていると回答した市区町村もみられた。

また、相続人等調査の開始時期について調査した 40 市区町村のうち、25 市区町村は、葬祭前に調査を開始することとしており、15 市区町村は、遺体の引取りから葬祭まで時間が限られていることなどを理由として、葬祭後に相続人等調査を開始することとしている。

さらに、調査方法については、戸籍調査や警察、病院、親族等への聴取を実施している。

(ウ) 生活保護法

生活保護法における被保護者が死亡した場合の相続人等調査については、生前の生活保護開始決定時に、同法第 28 条第 2 項に基づいて、扶養義務者の調査が行われることが多く、葬祭実施者や相続人の有無については、当該調査結果から把握している状況がみられた。

他方、被保護者以外の死亡人については、上記(イ)墓埋法と同様の方法で相続人等調査を行うとする状況がみられた。

(エ) 相続人等調査において苦慮している例

調査対象市区町村に対し、相続人等調査を実施する上で苦慮している点について調査したところ、①死亡人と関わりたくないという遺族・親族が多く、死亡届が出ていない場合、墓埋法適用死亡人の戸籍謄本等の交付の請求を断られること（1 市区町村）、②相続人に文書により連絡しても返事がないこと（15 市区町村）、③相続人が多い場合や、本籍地の移転を繰り返している場合などは、戸籍の取り寄せに時間がかかること（16 市区町村）などの事例がみられた。

(オ) 相続人等調査についての意見・要望

相続人等調査について、国に対する意見・要望を調査した結果、調査対象市区町村の担当者から、

- ① 市区町村の職権で死亡届が提出できるようにしてほしい。
- ② 墓埋法適用死亡人について、他市区町村に戸籍謄本等の交付を請求する際、公用請求を適用していいものかどうか法的根拠を明確にしてほしい。
- ③ 葬祭扶助を実施する死亡人が生活保護受給者でない場合、戸籍謄本等の交付を請求できる法的根拠がなく苦慮しているため、法的根拠を明確にしてほしい。

との意見・要望がみられた。

このうち上記①について、法務省に確認したところ、「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合においては、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、あらかじめ戸籍法第 44 条第 3 項及び第 24 条第 2 項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えない取扱いとしている（平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）。同通知に基づく職権による死亡事項の戸籍への記載は、死亡の事実に関するものであり、死亡届が提出された場合と同様に、戸籍に死亡事項が記載される。」とのことであった。

しかしながら、この通知は、法務局及び地方法務局を経て、市区町村の戸籍の担当部局に対して周知されていると考えられ、必ずしも引取者のない死亡人に係る業務の担当職員が承知していない可能性があることから、法務省は、死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合においては、市区町村における死亡事項の職権記載が可能であることを、手引に記載するなどして市区町村等に周知する必要があると考えられる。

また、上記②及び③について、他市区町村への戸籍謄本等の公用請求の法的根拠があるのか厚生労働省及び法務省に確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 戸籍法第 10 条の 2 第 2 項では、「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に、国又は地方公共団体は戸籍謄本等の交付を請求できるとされている。（法務省）
- ・ 行旅法第 11 条及び第 14 条の規定は、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に」に該当する。墓理法第 9 条第 2 項により行旅法第 11 条及び第 14 条を準用するため、墓理法適用死亡人について、戸籍謄本等の公用請求が可能であると考えられる。（厚生労働省）
- ・ 葬祭扶助を適用する死亡人の戸籍を公用請求する法的根拠は、生活保護法第 18 条第 2 項第 1 号を適用する場合（被保護者が死亡した場合）には、同法第 29 条である。生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号を適用する場合（被保護者でない者が死亡した場合）は、同法第 29 条は適用されず、第 18 条第 2 項第 2 号の規定が、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に」に該当する。（厚生労働省）

したがって、上記②及び③の要望については、現行制度で対応可能であることを市区町村等に周知する必要があると考えられる。

さらに、上記①から③までの要望のほか、④遺体の引取りから葬祭実施までの期間は数日と限られていることから、死亡人が亡くなる前でも戸籍謄本等の交付の請求がスムーズに実施できるよう法的根拠を定めてほしい、⑤本籍地ごとに戸籍が管理されているために、相続人等の本籍地が複数にまたがっていた場合は複数の市区町村に戸籍の請求をしなければならない案件があることから、一括して照会できる窓口を整備してほしい、⑥戸籍調査に手数と時間がかかるため、住民基本台帳のシステムやマイナンバー等の活用により負担を軽減してほしい、などの意見・要望がみられたことから、将来的な検討課題とすることが

望まれる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び法務省は、市区町村等による相続人等調査の負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。

- ① 死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における市区町村長による死亡事項の職権記載が可能であること。
- ② 引取者のない死亡人が発生した際に市区町村等が相続人等調査を実施する場合の戸籍の公用請求の法的根拠